

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める  
意見書

国民のこころの健康は、今深刻な状況にある。平成 10 年（1998 年）から毎年 3 万人以上の人々が自殺によって命をなくし、平成 17 年（2005 年）には 300 万人以上、40 人に 1 人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いている。

平成23年（2011年）7月6日、厚生労働省は、これまで「4大疾病」と位置づけて重点的に対策に取り組んできた「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に精神疾患を加え、「5大疾病」とする方針を決めた。

精神疾患に関しては、症状による社会生活の困難さが外からは見えにくく、福祉分野においては平成 18 年（2006 年）4 月から 3 障害を一緒に支援する法律がつくられたが、他の障害分野（身体・知的）に比べ、サービスの基盤整備は立ちおけている。

また、地域で暮らす患者を支える家族に対しても支援が必要であり、精神疾患、治療についての情報提供や実際的な支援等が求められている。

厚生労働省は平成22年（2010年）4月から、家族・当事者、医療福祉の専門家、学識経験者が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立した。この会議では、家族・当事者のニーズにこたえることを主軸に据えて63回の会議を重ね、現実の危機を根本的に改革する提言をまとめ、平成22年（2010年）5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する基本法の制定を強く求めている。

よって狛江市議会は政府等に対し、だれもが安心できる社会実現のために、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年（2012 年）6 月 15 日

東京都狛江市議会

平成 24 年 6 月 15 日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣  
衆議院議長 参議院議長